

大分市広告料収入事業 大分市庁舎内エレベーター外扉広告 募集要項

1 広告媒体

大分市役所地下1階 西側エレベーターの外扉 2基 合計2枚 (下図参照)



※ 1枚1広告になります。枠の分割はできません。

※ 詳しくは「別添① 大分市役所本庁舎位置図及び広告媒体詳細」を参照。

2 広告の掲出期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで (1年間)

※ 1年間単位の広告掲出とし、更新(延長)により最大3年間掲出可能

※ 期間途中でのデザイン変更も可能

3 広告の規格

横476mm×縦2065mm×2枚

(1枚分のサイズ)

4 広告の掲出方法

塩ビシート、フィルムラッピング等の再剥離可能なもの(剥離後に粘着剤の残留がないもの)を貼付してください。

(広告作成に当たっての注意点)

※ 上部に点検で使用する直径約 19 mmの鍵穴が突出しているため、これを避けて広告を掲出してください。

※ 扉開閉部付近に貼付している「ドアにちゅうい」のステッカー(黄色)は、剥がしてから広告を設置し、再度広告の上から貼付してください。



5 広告掲出料

(1) 広告掲出料は、最低広告掲出料以上の希望額とします。広告事業申込書に希望する広告掲出料(月額・消費税込)を提示してください。

【最低広告掲出料】

地下1階 20,000円／月 (消費税込) (240,000円／年)

(2) 契約金額は、提示された広告掲出料(月額・消費税込)に契約月数(12カ月)を乗じた金額とします。

(3) 広告制作費(版下・デザイン)及び広告の設置、撤去にかかる費用は広告主の負担とし、上記広告掲出料には含みません。

(4) 広告掲出料は、契約締結後、市が発行する納付書により指定期日までに指定金融機関に納入してください。

6 広告掲出者の決定

- (1) 募集締切後、提示した広告掲出料が最も大きい申請者及び2番目に大きい申請者を広告掲出者に決定します。
- (2) 提示した掲出料が同額の場合は、市が申込書を受理した順に決定します。
- (3) 最も大きい額を提示した申請者から希望枠を選択します。
- (4) 申込書類の審査の結果、「10 関連規定等」の規定に抵触する者は、選定の候補から除外する場合があります。

7 申込方法

- (1) 申込受付期間
令和8年1月26日(月)から令和8年2月20日(金)まで
- (2) 申込書類等
 - ① 広告事業申込書(様式1)
 - ② 誓約書
- (3) 申込方法
「大分市広告料収入事業広告掲載基準」その他の広告関連規定をご確認のうえ、申込みをしてください。
申込書類等を添付のうえ、「11 申込先・問い合わせ先」のメールアドレス宛てメールにてお申込みください。
※ メールでの申込みが不可能な場合は、持参または郵送も可能です。
- (4) 広告掲出までの流れ
「別添② 広告掲出までの流れ」をご確認下さい。

8 広告掲出者決定後の提出書類等

- (1) 行政財産使用許可申請書(決定後すみやかに提出)
- (2) 広告原稿データ
掲出開始の約3週間前までに広告原稿データを提出し、内容の審査を受けてください。
※ 「大分市広告料収入事業広告掲載基準」に基づいた審査の結果、広告内容の修正を依頼する場合があります。

9 その他留意事項等

- (1) 申込受付期間後の申込書の差替え及び再提出は認めません。
- (2) エレベーター外扉への広告掲出及び撤去は広告主で実施してください。
- (3) 広告掲出及び撤去の作業日時は市と協議の上決定します。

10 関連規定等

- (1) 大分市広告料収入事業実施要綱
- (2) 大分市施設内広告掲出取扱要領
- (3) 大分市広告料収入事業広告掲載基準

11 申込先・問い合わせ先

大分市財務部管財課 財産管理担当班(大分市役所本庁舎5階)
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話:097-537-5608(直通) FAX:097-533-7275
E-mail:kanzai@city.oita.jp